

グリーン住宅ポイント制度 交換商品事業者登録規約 新旧対照表

グリーン住宅ポイント制度 交換商品事業者登録規約を2021年5月17日に改訂いたします。改訂内容は、以下の通りです。

(黄網部分が改訂部分)

改訂後(2021年5月17日改訂)	現行
<p>8. 支払条件と方法</p> <p>1 交換商品事業者は、交換商品事業者ポータル上に登録された納品完了報告に基づき、各月において総ポイント数を集計し、当該総ポイント数に対して、1ポイントあたり1円で換算した金額（以下「交換商品代金相当額」という。）を事務局に請求することができる。</p> <p>2 交換商品事業者は、事務局が別途定める方法により、毎月20日締め（その日が営業日でない場合は、その前の営業日を締め日とする）で交換商品代金相当額の請求を行う。なお、締め日を事務局が別途通知した場合はそれに従う。</p> <p>3 事務局は、交換商品事業者から交換商品事業者ポータルに登録された納品完了報告および請求内容について確認し、国から事務局へ補助金の交付が行われた後、事務局が定める金融機関から交換商品事業者の指定する口座に交換商品代金相当額を支払うものとする。</p> <p>4 事務局から交換商品事業者への支払日は、翌月末日（その日が営業日でない場合は、その前の営業日とする。）とする。</p>	<p>8. 支払条件と方法</p> <p>1 交換商品事業者は、交換商品事業者ポータル上に登録された納品完了報告に基づき、各月において総ポイント数を集計し、当該総ポイント数に対して、1ポイントあたり1円で換算した金額（以下「交換商品代金相当額」という。）を事務局に請求することができる。</p> <p>2 交換商品事業者は、交換商品代金相当額の請求を行うにあたり、毎月20日締め（その日が営業日でない場合は、その前の営業日を締め日とする）で事務局所定のフォーマットにて請求書を発行し、事務局の定める期日までに請求書を事務局に提出する。ただし、締め日を事務局が別途通知した場合はそれに従う。</p> <p>3 事務局は、交換商品事業者から交換商品事業者ポータルに登録された納品完了報告および提出された各月の請求書について確認し、国から事務局へ補助金の交付が行われた後、事務局が定める金融機関から交換商品事業者の指定する口座に交換商品代金相当額を支払うものとする。</p> <p>4 事務局から交換商品事業者への支払日は、翌月末日（その日が営業日でない場合は、その前の営業日とする。）とする。</p>
<p>16. 本規約の変更</p> <p>事務局が本規約を変更するときは、あらかじめ変更の7日前までに、本制度に係るウェブサイトおよびその他の告知物等により、本規約の変更をする旨、変更内容および変更の効力発生時期を周知するものとする。ただし、上記に関わらず、当該変更が交換商品事業者一般の利益に適合するとき、または緊急の必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、周知期間を短縮し、または変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知することができるものとする。</p> <p>変更後の本規約については、事務局が定めた効力発生時期より、効力を生じるものとする。</p>	<p>(新設)</p>